

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
C0-10	小物整理用具

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float: right;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
C0-10	全	卓上身の回り品整理用具

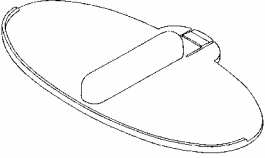
<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
B6-200	たばこ入れ
C4-230	おしぼり入れ
D6-0~4台	小型整理用具
F2-7231	事務用品収納器
K2-72	釣用小物ケース

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

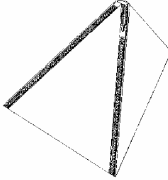
<b>この分類に含まれる物品</b>	
小物入れ	

**定義**

主として身の回り品を整理、収納する用具のうち、床置き用でないもので、C0-110~13に属さないもの、及びその部品・付属品。



C0-10 登録 1110421  
小物収納ケース用棚板



C0-10 登録 722308  
小物入れ

**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

C0-1台(小物整理用具)と、D6-4台(整理箱)、F2-7231(事務用小物入れ)及びK2-72(釣用小物ケース)との関係は以下の通りとする。

- ①事務用の小物もしくは釣り用の小物を収納する用具であることがわかるときには、各々F2-7231もしくはK2-72に分類する。(F2、K2はC0に優先する)
- ②上記①の場合でなく、物品名が「小物入れ」の場合はC0に分類する。
- ③物品名が小物入れでなくても、携帯することを前提としているものは、C0-110Aに分類する。
- ④物品名が小物入れでなく、物品の説明や添付図面から判断して小物を収納する用具でないと思われるものはD6に分類する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>	